

## 日本 GAP 協会 システム開発への協力に関する細則

### (目的)

第1条 一般財団法人日本 GAP 協会（以下、協会）は、定款第4条で定めた事業「JGAP 導入に係る管理手法の開発及び提供事業」として、JGAP を活用したシステムの開発に協力することとし、そのための細則をここに定める。

### (協力する対象)

第2条 協会は、協会の会員（以下、開発者）が行うシステム開発に協力する。

- 2 協力の対象は下記の JGAP を活用したシステムとする。
  - ①団体・農場の運営を効率化する農場（圃場）管理システム
  - ②JGAP の導入指導を効率化する指導（内部監査）支援システム
  - ③その他 JGAP に関するシステム

### (協力する対象の決定)

第3条 開発者は、協会に協力を依頼する。

- 2 事務局長は、依頼内容を審査し、代表理事に推薦する。
- 3 代表理事が決定し、協力に関する契約を締結する。

### (協力する内容)

第4条 協会は、次に掲げる文書のデジタルデータを開発者に提供する。

- (1) JGAP 農場用／団体事務局用 管理点と適合基準
- (2) JGAP 総合規則
- 2 システム開発に関する助言を行うため、事務局の技術担当職員が開発者の会議に出席する。
- 3 その他、必要な協力を行う。

### (完成したシステムへの表示)

第5条 本細則にもとづき協会が開発に協力したシステムは、代表理事の許可を得て「日本 GAP 協会推奨」の文言を表示することができる。

- 2 文言の表示の許可は、事務局長が推薦し、代表理事が決定する。
- 3 開発者の表示の方法や付随する説明が不適切な場合、協会は開発者に対して是正を求める。従わない場合は、表示の許可を取り消す。
- 4 システムのバージョンアップに際し、そこに JGAP に関する部分が含まれている場合、協会は表示の許可の継続について改めて判断する。
- 5 JGAP 基準改訂の際には、新たな基準に適合したシステムへの変更が求められる。

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒101-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4階

TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

- 6 JGAP の旧基準に適合したシステムへの「日本 GAP 協会推奨」の文言の表示は、旧基準の有効期限までとする。

(協力にかかる経費)

- 第6条 基本料金として協力案件1件あたり30万円(消費税別)を協会は開発者に請求する。
- 2 基本料金には第4条で定めた協力の内容及び会議出席3回分やそれに付随する協力を含む。会議は1回4時間までとする。
  - 3 事務局の技術担当職員の会議への出席を3回以上希望する開発者は、4回目以降は1回あたり5万円(消費税別)を協会に支払う。
  - 4 第5条4に関して、事務局の技術担当職員の会議への出席が必要な場合、開発者は1回あたり5万円(消費税別)を協会に支払う。
  - 5 第5条5に関して、新たな基準へのシステムの適合を確認する場合、開発者は15万円(消費税別)を協会に支払う。
  - 6 交通費や資料収集など協力にかかる経費が別途必要な場合、その実費を協会は開発者に請求する。

(その他)

- 第7条 本細則に定めていないことは、第3条の契約で個別に定めるほか、協会と開発者の間で別途協議する。

附則

本細則は2009年9月7日より有効となる。

改定日

第1改定日：2010年9月22日

第2改訂日：2013年6月18日

第3改定日：2016年4月20日

第4改定日：2016年11月10日

一般財団法人 日本 GAP 協会  
東京都千代田区紀尾井町3-29  
日本農業研究所ビル4階

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒101-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4階  
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113